

那珂湊運動公園ご利用案内

■開設期間

第一野球場：3月1日～11月30日
その他施設：通年

■営業時間

第一野球場・第二野球場・相撲場 9：00～17：00
多目的運動広場 9：00～19：00
テニスコート 9：00～21：00

■定休日

毎週月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその翌日)
年末年始(12月29日～1月3日)

■ご予約について

使用日の1か月前から7日前まで(WEB予約・電話予約)
(テニスコートに限りWEB予約は午前7時から)
使用日の6日前から当日(電話予約のみ)
(17：00以降の予約に限り使用日の前日まで)

■テニスコート抽選予約について

テニスコートに限り抽選予約ができます。 抽選予約期間 使用日の2か月前の月の5日から11日まで 抽選日 12日
当選された場合は18日までに当選手続きをして下さい。
手続きされなかった場合は予約取消となります。

■使用時間【第一野球場・第二野球場・相撲場】

午前 9：00～12：00	午後 13：00～17：00
---------------	----------------

※午前午後の2区分において使用時間が2区分に渡る場合は区分間の時間も続けて利用できます。

■使用時間【多目的運動広場】

9：00～10：00	10：00～11：00	11：00～12：00	12：00～13：00	13：00～14：00
14：00～15：00	15：00～16：00	16：00～17：00	17：00～18：00	18：00～19：00

■使用時間【テニスコート】

9：00～10：00	10：00～11：00	11：00～12：00	12：00～13：00
13：00～14：00	14：00～15：00	15：00～16：00	16：00～17：00
17：00～18：00	18：00～19：00	19：00～20：00	20：00～21：00

■使用料金 使用許可時に納入してください。

■還付について 一旦納めて頂いた使用料は還付いたしません。

但し、使用7日前までの利用取消しの場合は使用料を還付いたしますので、印鑑をご持参のうえ那珂湊運動公園で手続きして下さい。



那珂湊運動公園料金表

第一野球場グラウンド及びスタンド使用料

■単位:円 ※令和 8 年 10 月 1 日現在

使用区分				金額		
				午前	午後	延長 1H
入場料徴収しない	アマチュア野球 等使用	一般	市内	3,720	4,960	1,240
			市外	5,580	7,440	1,860
		高校生以下 又は 65 歳以上	市内	1,860	2,480	620
			市外	2,790	3,720	930
入場料徴収する	アマチュア野球等使用			1 日につき 1 日の最高入場料等の 100 人分に相当する額 又は 61,660 円のいずれか高い方の額		
	プロ野球等に使用する			1 日につき 1 日の最高入場料等の 100 人分に相当する額 又は 179,580 円のいずれか高い方の額		

■備考

■午前:午前9時～12時まで 午後:午後1時～5時までになります。

■市内:市内居住者及び市内に勤務する方 市外:市内以外の方(※)

■市内の小中学生等が使用する場合は、使用料は無料となります。

■プロ野球等に使用する場合で、使用する日の前日又は翌日等に準備又は後片付けをする場合には、使用料額の2割となります。

■10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

■延長時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とみなします。

第一野球場 付属施設使用料

■単位:円 ※令和 8 年 10 月 1 日現在

施設名	単位	金額		
		アマチュア野球等に使用		プロ野球等に使用
放送施設	一式1時間	市内	200	グラウンド使用料に含む
		市外	300	
ボールカウント機	一式1時間	市内	200	
		市外	300	
スコアボード	一式1時間	市内	200	
		市外	300	

■備考

■市内:市内居住者及び市内に勤務する方 市外:市内以外の方(※)

■市内の小中学生等が使用する場合は、使用料は無料となります。

■市内の高校生又は65歳以上の者が使用する場合は、規定料金の5割となります。10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

■市外の小中学生, 高校生又は65歳以上の者が使用する場合は、規定料金の7割5分となります。10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

■使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とみなします。

第二野球場使用料 単位:円 ※令和 8 年 10 月 1 日現在

使用区分			金額		
			9 時～12 時	13 時～17 時	延長 1H
アマチュア野球等に使用	一般	市内	1,860	2,480	620
		市外	2,790	3,720	930
	高校生以下 又は 65 歳以上	市内	930	1,240	310
		市外	1,380	1,840	460

- 備考
- 午前:午前9時～12時まで 午後:午後1時～5時までになります。
- 市内:市内居住者及び市内に勤務する方 市外:市内以外の方(※)
- 延長時間に1時間未満の端数が生じたときは, 1時間とみなします。
- 市内の未就学児が使用する場合は, 使用料は無料となります。

テニスコート使用料 単位:円 ※令和 8 年 10 月 1 日現在

使用区分		使用時間(1H)
一般	市内	310
	市外	460
高校生以下又は 65 歳以上	市内	150
	市外	230

- 備考
- 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは, 1時間とみなします。
- 市内:市内居住者及び市内に勤務する方 市外:市内以外の方(※)
- 市内の小中学生等が使用する場合は, 使用料は無料となります。

テニスコート照明設備使用料

1 時間(1 面)	720
-----------	-----

多目的運動広場使用料 単位:円 ※令和 8 年 10 月 1 日現在

使用区分		使用時間(1H)
一般	市内	410
	市外	610
高校生以下又は 65 歳以上	市内	200
	市外	300

- 備考
- 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは, 1時間とみなします。
- 市内:市内居住者及び市内に勤務する方 市外:市内以外の方(※)
- 片面使用の場合は, 規定料金の5割の額になります。10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。
- 市内の小中学生等が使用する場合は, 使用料は無料となります。

相撲場使用料 単位:円 ※令和 8 年 10 月 1 日現在

使用区分		金額		
		午前	午後	延長(1H)
一般	市内	630	840	210
	市外	930	1,240	310
高校生以下又は 65 歳以上	市内	300	400	100
	市外	450	600	150

- 備考
- 午前:午前9時～12時まで 午後:午後1時～5時までになります。
- 市内:市内居住者及び市内に勤務する方 市外:市内以外の方(※)
- 延長時間に1時間未満の端数が生じたときは, 1時間とみなします。
- 市内の小中学生等が使用する場合は, 使用料は無料となります。

※市と公の施設の広域利用に関する協定を締結している次に掲げる市町村に居住する者が, 自己の余暇活動のために使用する場合にあっては, 市内居住者及び市内に勤務する者の規定する料金と同額になります。(水戸市 笠間市 茨城町 城里町 大洗町 東海村 那珂市 小美玉市)